

## 一部権限移譲事務一覧

都市計画法(昭和43年法律第100号。以下、「法」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(開発審査会の議を経るもの(開発審査会の承認を経て、別に知事が定めたものに係るものを除く。)を除く。)

条項	内容	
1	法第29条第1項、第2項	開発行為の許可
2	法第34条第13号 (第35条の2第4項において準用する場合を含む)	既存権利者の届出の受理
3	法第34条の2第1項 (第35条の2第4項において準用する場合を含む)	国等が行う開発行為に係る協議
4	法第35条第2項 (第35条の2第4項において準用する場合を含む)	開発行為の許可または不許可の通知
5	法第35条の2第1項	開発行為の変更の許可
6	法第35条の2第3項	開発行為の軽微な変更の届出の受理
7	法第36条第1項	開発行為の完了届の受理
8	法第36条第2項	開発行為の完了検査及び検査済証の交付
9	法第36条第3項	開発行為の完了公告
10	法第37条第1号	開発区域内における建築承認
11	法第38条	開発行為の廃止届の受理
12	法第41条第1項 (第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む)	用途地域が定められていない土地における建築物の建蔽率等の指定
13	法第41条第2項ただし書き (第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む)	第1項の規定により制限を受けた土地における建築物の建築の許可
14	法第42条第1項ただし書き	開発許可を受けた開発区域における建築物の新築等の許可
15	法第42条第2項	国等が行う建築物等の新築等に係る協議
16	法第43条第1項	開発許可を受けた開発区域以外における建築物の新築等の許可
17	法第43条第3項	国等が行う建築物等の新築等に係る協議
18	法第45条	開発許可に基づく地位の承継の承認
19	法第46条	開発登録簿の調製及び保管
20	法第47条第1項 (第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む)	開発登録簿への登録
21	法第47条第2項又は第3項 (第34条の2第2項において準用する場合を含む)	開発登録簿への附記
22	法第47条第4項 (第34条の2第2項において準用する場合を含む)	開発登録簿の修正
23	法第47条第5項 (第34条の2第2項において準用する場合を含む)	開発登録簿の閲覧及び写しの交付
24	法第79条	許可、認可または承認に係る条件の付与 (1,5,10,13,14,16及び18に掲げる事務に係るものに限り)
25	法第80条第1項	報告もしくは資料の提出の要求または勧告もしくは助言 (1,3,5,10,13,14,16から18まで及び24に掲げる事務に係るものに限り)
26	法第81条第1項	開発許可等の取消し等または工事停止命令もしくは是正措置等の命令 (1,3,5,10,13,14,16から18まで及び24に掲げる事務に係るものに限り)
27	法第81条第2項	是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告 (1,3,5,10,13,14,16から18まで及び24に掲げる事務に係るものに限り)
28	法第81条第3項	工事停止命令または是正措置等を命令した旨等の公示 (1,3,5,10,13,14,16から18まで及び24に掲げる事務に係るものに限り)
29	法第82条第1項	第81条の規定による権限を行うための立入検査 (1,3,5,10,13,14,16から18まで及び24に掲げる事務に係るものに限り)
30	省令第37条	開発行為の廃止の届出があった場合の開発登録簿の閉鎖
31	1から30までに掲げるもののほか、法の施行に関わる事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの。	

都市計画法施行細則(昭和45年北海道規則第82号。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの。

条項	内容	
1	規則第11条	許可に係る工事に着手したときの工事着手届の受理
2	規則第16条	開発許可等に基づく地位を承継した者からの承継届出書の受理